

補 足 説 明 書

徳島県商工労働観光部にぎわいづくり課

1 委託業務名

R 5 にぎ 産業観光交流センター他 徳・山城他 長寿命化計画策定業務

2 別途発注委託業務

なし

3 重点調査制度

本業務は、重点調査制度の 対象業務、対象外業務 である。

4 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡をし、了解を得ること。
なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 質疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前（休日・入札開始日を除く）の正午までに、書面により提出すること。

書面の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 徳島県商工労働観光部にぎわいづくり課

住所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2148 ファクシミリ 088-621-2837 電子メール nigiwaidukurika@pref.tokushima.jp

※質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

6 注意事項

契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

7 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7の規定に基づき、落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、監督員に内容の説明を行った後、監督員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

8 Web会議の実施

この業務は、「Web会議」（以下「会議」という。）を実施する。

会議の実施に係る通信機器及び通信費に対する費用は、原則、受発注者それぞれが負担するものとする。

また、受注者は会議の映像と音声について、記録と保存を行う必要はないが、議事録の作成は行うこと。